

厚生労働省社会・援護局地域福祉課内

生協制度見直し検討会事務局 御中

「生協制度見直し検討会とりまとめ（案）」への意見

[氏名]	在日米国商工会議所 保険小委員会 (担当者) 在日米国商工会議所渉外室 安田美穂
[住所]	〒106-0041 東京都港区麻布台2-4-5 メソニック39MTビル 10階
[電話番号]	(03) 3433-8451
[FAX番号]	(03) 3433-8454
[電子メールアドレス]	myasuda@accj.or.jp
[御意見]	<p>・該当箇所</p> <p><u>1. パブリックコメントのプロセスに関する意見</u></p> <p><u>2. 共済代理店に関する規定への意見</u></p> <p>① 「生協制度の見直しについて」－ V 共済事業 － 2 措置の具体的内容 － (6) 契約者保護 － 2つ目の○</p> <p>② (別添)具体的な改正の方向性 － IV 共済事業 － (5)契約締結時の契約者保護 － 共済代理店に関する規定の整備</p> <p>・意見内容</p> <p><u>1. パブリックコメントのプロセスに関する意見</u></p> <p>今回「生協制度の見直しについて(案)」がパブリックコメントに付されましたが、残念ながら意見の募集期間がわずか2週間しか用意されていないため、パブリックコメントに対する意見募集の期間を最低1ヶ月は確保すべきと考えます。</p> <p><u>2. 共済代理店に関する規定への意見</u></p> <p>ACCJは11月10日に競争条件の同一化が達成される前の業務拡大は認められないとの内容の手紙をお送りしました。その中で特に共済代理店を問題視しておりましたが、今回の生協制度見直し案では意見が全く反映されておらず、共済代理店が認められる内容となっております。しかしながら、共済代理店制</p>

度は共済の理念から外れる制度であり、絶対に認められるものではありません。

・理由

1. パブリックコメントのプロセスに関する意見の理由

世の中から幅広い意見を求め、検討会の議論の質を高めるためにも、行政手続法に定められているようにパブリックコメントに対する意見募集の期間を最低1ヶ月は確保する必要があります。もし募集期間が基準である一ヶ月に満たない場合は、その理由を厚生労働省が説明責任が生じると考えます。

2. 共済代理店に関する規定への意見の理由

以下の説明の中には、生協制度見直し検討会による中間とりまとめでは取り上げられていない論点も含まれていますが、そうした論点についても誤解を避けるため、ACCJの立場を明確にしておきたいと考えます。

○制度共済と民間保険会社の間には平等な競争条件を確保すべき

日本政府は、民間保険会社といわゆる制度共済の競争条件同一化を速やかに達成すべきである。日本政府が制度共済に対し、民間保険会社よりも有利な競争条件を与えていることは、「サービスの貿易に関する一般協定(GATS)」上の義務に反している。制度共済と民間保険会社を同じ規制下に置くことはGATS上の日本政府の責務である。

それにもかかわらず、生協法の改正を検討している「生協制度見直し検討会」では、生協共済に対してさらなる競争優位性を与えるような議論が行われている。そこで、ACCJは生協共済と民間保険会社との間に平等な競争環境を確立するよう要請する。日本政府は、生協共済と民間保険会社の競争条件が同一化されるまで、生協共済の事業拡大につながるような法改正を認めてはならない。競争条件の同一化とは、具体的には、保険会社と同様の税制、金融庁による監督、保険会社と同様の募集規制・財務規制、生損保の兼業規制などが整備されることである。

ACCJは生協共済の中で、特に全労済、日生協、全生協を問題視している。これらの生協共済は規模も大きく、販売商品も民間保険商品と類似している。また、実質的に不特定多数を対象とした営業活動を行っており、民間保険会社と実態は変わらない。少なくともこの3共済については、直ちに優遇されている税制を改めるとともに、金融庁が保険業法に基づいて監督すること等により競争条件の同一化を達成すべきである。

○生協共済の事業拡大につながる法改正は許されない

上記で述べたように、生協共済と民間保険会社との間に平等な競争条件が確保されるまで、実質的に不特定多数を対象とする生協共済による一切

の事業拡大は認められず、また、事業拡大につながる法改正は許されない。今回の生協法改正に関して、ACCJ では特に①共済代理店の解禁、②員外利用枠の設置、③区域制限の撤廃は、不特定多数の人々への共済販売を容易にするものであり、事業拡大に直結すると考えている。これらの改正は、競争条件が同一化されないまま生協共済と民間保険会社との競争をさらに激化させることにつながるため、認められるべきではない。

今回の検討会で懸念されるのは、共済事業とその他の事業(物販事業・利用事業等)を区別せずに議論が行われていることである。ACCJ では、共済事業とその他の事業の性格が異なると考えている。例えば、販売事業では消費者の利便性という観点から、区域制限を撤廃したいという考えを持っていることや、食品等の試し買いをしたいというニーズは理解できる。しかし、保険業界が既に全国津々浦々まで営業している状況において、共済の員外利用や区域制限撤廃は、共済本来の趣旨に反すると考える。

また、農協法や中協法で認められているからという理由で、生協法も同様に改正される理由は成り立たない。基本的に農業従事者を対象としている全共連や、中小企業従事者を対象とする中小企業共済と違い、生協法の対象は日本国民であり、これは生協法第一条にも謳われている。実質的に不特定多数を対象としている生協共済の対象範囲をさらに拡大することに繋がる共済代理店の解禁は絶対に認められない。

今回の法改正で、競争条件同一化が達成される前にこれらの事項が認められることになれば、日本政府による GATS 上の内国民待遇義務違反は確実なものになる。平等な競争条件が確立される前に生協の拡大を許すような生協法改正は許されない。日本政府はこのことをしっかりと認識した上で、法改正を行って頂きたい。

以上